

介護保険に関するお知らせ

介護保険負担限度額認定証の更新を忘れずに

令和6年度の介護保険負担限度額認定証の有効期限は令和7年7月31日です。令和7年8月以降も引き続き認定証が必要な人は、8月中旬に忘れずに更新申請を行ってください。

申請に必要なもの 利用者の印鑑（代理人が申請する場合）、利用者の通帳や有価証券などの写し（利用者に配偶者がいる場合は配偶者の分も必要）

問 介護福祉課介護給付係（市役所1階、☎40-7071）／岩木・相馬総合支所民生課

介護保険料が減額になる場合があります

本年度分の介護保険料は、7月14日付けで通知しています。今年度中に65歳になる人（生年月日が昭和36年4月1日までの人）は、新たに保険料が賦課されますので、該当する人は市民税県民税の申告をしてください。なお、申告することで保険料が減額になる場合があります。

申告対象者 保険料の所得段階が第3または第5段階で、次の①・②のいずれかに該当する人

①収入が非課税収入（遺族年金・障害年金・失業保険など）のみの人

②収入が無かった人
※配偶者控除や扶養控除の適用を受けている人も申告してください／前年度分も、さかのぼっての申告により保険料が減額になる場合があります。

申告受付場所 市民税課（市役所2階）

申告に必要なもの 次の(1)～(3)のいずれか

(1)マイナンバーカード
(2)本人確認書類（運転免許証、健康保険証、障害者手帳など）と個人番号が記載された住民票

(3)本人確認書類（運転免許証、健康保険証、障害者手帳など）と個人番号通知カード（記載内容が住民票と一致している場合のみ有効）

※代理人が申告する場合、代理人の本人確認書類も必要です。

問 介護福祉課介護保険料係（☎40-7049）

上下水道部からののお知らせ

弘前市上下水道事業経営審議会の委員を募集

上下水道事業の経営や計画に関する重要な施策等に関して、市民の皆さんの意見を反映させるため、審議会の委員を募集します。

応募資格 18歳以上の市民（市議会議員、市職員〈退職者を含む〉および当市の他の附属機関の委員を除く）で、平日の日中に年2～3回程度開催する審議会に参加できる人

募集人数 3人以内 **任期** 委嘱の日から2年間

報酬など 会議1回の開催につき、市の規定に基づく報酬と交通費相当額を支給

申 応募用紙（任意様式も可）に必要な事項（住所、氏名〈ふりがな〉、性別、生年月日、職業・勤務先、電話番号、作文〈応募動機、抱負、自己PR、上下水道事業に対する意見をテーマとしたもので600字程度〉）を記入し、持参、郵送、ファクスまたはEメールで提出を。

応募期間 8月1日(金)～29日(金・必着)

選考方法など 書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します／委員に選任された人は、委員名簿、会議録等に氏名を記載し、市ホームページ等で公表します。

※応募用紙の参考様式は市ホームページに掲載しているほか、上下水道部総務課でも配布します。なお、応募用紙は返却しません。



都市計画下水道変更原案の閲覧および説明会・公聴会を開催

都市計画下水道（排水区域）を変更する原案を作成しましたので、閲覧、説明会、公聴会を開催します。

【説明会】

時 8月12日(火)、午後6時30分～

所 岩木庁舎1階多目的室

【原案の閲覧】

時 8月12日(火)～25日(月)の平日、午前8時30分～午後5時

所 上下水道部総務課

※原案は市ホームページでも閲覧できます。

【公聴会】

時 9月8日(月)、午後6時30分～

所 岩木庁舎2階会議室1

※公聴会に出席して意見を述べることができる人は、市内に住所を有し、公述申出書を提出した人です。事前に問い合わせの上、8月12日(火)～25日(月)の平日、午前8時30分～午後5時に公述申出書を持参または郵送、Eメールで提出してください。期間内に公述の申し出がない場合は、公聴会の開催をとりやめます。傍聴を希望する人は事前にお問い合わせください。

問 上下水道部総務課(岩木庁舎2階、〒036-1393、
賀田1丁目1の1、☎55-9660、F 55-9680、
E suisoumu@city.hirosaki.lg.jp)

児童扶養手当等の申請や現況届など

①児童扶養手当

父母の離婚などにより児童を養育する父、母または養育者に対し、児童が18歳になった後の最初の3月31日（心身に障がいがある場合は20歳未満）まで手当を支給します。

支給要件 父母の離婚、父または母が死亡・重度の障がい等で就労不可能、未婚など

※支給月額が前年の所得により異なります。詳しくはお問い合わせください。

②特別児童扶養手当

心身に障がいがある20歳未満の児童を養育する父母または養育者に手当を支給します。

支給要件 精神または身体に中度以上の障がいがある児童を養育する場合

支給額 児童1人につき5万6,800円か3万7,830円（障がいの程度によります）

現況届などの提出を忘れずに

児童扶養手当の受給資格がある人は現況届、特別児童扶養手当の受給資格がある人は所得状況届の提出が必要です。

該当者にはそれぞれ通知を送付します。期限までに提出がない場合は、定時に手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。

提出期間・提出先 児童扶養手当は8月1日(金)～31日(日)、特別児童扶養手当は8月12日(火)～9月11日(木)の平日に、こども家庭課（市役所1階）または岩木・相馬総合支所民生課に提出してください。

※8月30日(土)・31日(日)は、こども家庭課で受け付けします。

①・②のいずれにも所得制限があります／児童福祉施設に入所している場合は対象外です。

問 こども家庭課家庭給付係（☎40-7039）

まちなか貸しスペース利用料支援事業

学生のサークルや部活等の課外活動に利用する貸しスペース利用料を支援します。

実施予定期間 8月22日(金)～令和8年3月15日(日)
※予算が無くなり次第終了します。

実施店舗 中心市街地[◆]の店舗

◆…弘前駅前地区、土手町、弘前公園周辺のエリア

対 サークル・部活等の課外活動を行う学生団体

支給額 1回あたり3,000円が上限

申請方法や実施店舗など詳細は、市ホームページで確認できます。

問 商工労政課（☎35-1135）



マイナンバーカード業務の臨時休業

休業期間中は交付のほか、更新や申請サポートなど全てのマイナンバーカード関連業務の対応ができません。

なお、住民票発行等の業務は、通常どおり実施します。

時 8月9日(土)・10日(日)

所 ヒロコ（駅前町）3階総合行政窓口

その他の休業日 毎月第3(土)・第3(日)（システムメンテナンスのため）

問 市民課マイナンバーカード普及促進対策室（☎40-0506）

固定資産（土地）街路条件の現地調査を実施

市では、土地に対する固定資産税を適正に課税するため、街路条件現地調査を実施します。

市の委託調査員が市道・私道の街路条件等の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

調査期間 8月中旬～11月初旬を予定

調査地域 市内全域

問 資産課課土地係（☎40-7028）



今月の納税

問 収納課（市役所2階、☎40-7032、☎40-7033）

国民健康保険料 第2期
介護保険料 第2期
後期高齢者医療保険料 第2期

納期限 **9/1**(月)
納税には便利な口座振替をぜひご利用ください。

夜間・休日納税相談

平日の日中に納税相談ができない人のために、夜間・休日に納税相談日を設けています。

夜間納税相談 8月18日(月)～22日(金)の午後5時～7時30分

休日納税相談 8月24日(日)の午前9時～午後4時

納期限までに納付できない事情がある人は、未納のままにせず、ご連絡ください。夜間・休日納税相談では、電話相談や、市税・国民健康保険料などの納付もできます。※特別な理由がなく納付や連絡がない場合は、滞納処分を執行することがあります。